時事新報

日本銀行課税

は目下の一問題にして議會に於ても其論あり課税論の主眼は同行が國家の當さに利す可き兌換券の發行權を專有して私に得る所多きが故に其私利の代りに公税を課す可しと云ふに在るが如し我輩も曾て此事を論じたることありしかども其立言の根據は日本銀行の所得過分なるが故に一方より課税して其利を殺ぐ可しと云ふが如き情實論に非ず本來同行と政府との間甚だ近く甚だ入組みて俗に云へば親類附合の如くにして政府より銀行に特典を授れば銀行も其恩を忘れず恰も御禮奉公として人の知らざる處に利益を抛ち此れと彼れとを埋合せて丁度宜しなど云ふ曖昧なる關係を廢し一切萬事色も艶もなく純然たる商賣主義を以て相互に接せんことを主張する者なり日本銀行の邊にて言ふ所を聞けば同行の特權と任務との比較とて立論あり云く

日本銀行課税に付種々議論ありと雖も要するに其當否は唯兌換券發行の特權に依て得る所の實益と政府及び社會に對して負擔する所の責務とを比較して其輕重を酌量し結局其衡平を得ると得ざるとに歸するのみ因て茲に其特權より生ずる利益と各種負擔の任務とを詳記し以て考判の資に供せんとす

兌換券發行特權に依て得る所の利益の計算は左の如し

一金八千五百萬圓　保證準備發行制限高
　内
金二千二百萬圓　政府貸上高
此金額は兌換銀行券條例に依り政府紙幣交換基金に充つる爲め無利息にて政府へ貸上げたる高なり
金二千九百六十一萬六千二百七十四圓　銀行紙幣の消却を待て發行すべき高
此金額は明治二十二年一月以降銀行紙幣の消却高を限として漸次發行し得るの高にして最初二千七百萬圓なりしが爾來消却したる銀行紙幣の高を除き現在未だ發行し得ざる所の高なり
金一千萬圓　外國手形割引に充つる高
此金額は正貨を輸入する爲め横濱正金銀行に於て買入れたる外國手形割引に充つる爲め年二分の低利を以て貸與すべき高にして明治二十三年以來此範圍內に於て貸出したる平均高凡そ七百萬圓なりとす
差引
金三千三百三十八萬三千七百二十六圓　普通運用に充つべき高

保證準備兌換券發行制限八千五百萬圓の內より前記三口の金額を除却すれば其殘額は三千三百三十八萬圓餘にして是れ普通の貸借及び割引等に運用し得る高なりとす然れども市場需要の緩急は固より常ならず其緩なるに當ては貸出を爲さんと欲するも得べからずして千萬二千萬の遊金を存することも珍しからず又相當需要の急なる場合に於ても萬一の虞に備ふるが爲め其發行餘力を有することを務むるを以て非常逼迫繁忙の場合にあらざれば此極度額を悉皆發行するが如きことなし試に明治廿三年現行兌換銀行券條例發布以來此の制限中に於て實際發行したる平均高を見るに二千二百七十七萬圓餘に過ぎず(今後國立銀行紙幣の消却に依り追々增加すべきも之に對し無利息貸付の任務を負ふに至れば有利發行の高殖なるも之を加算し難し)而して此金額に對する利子を見積るに現時は七分內外なりと雖も是れ戰後の際通貨の濫出に備ふるの歩合にして之を以て定率と見るべきにあらざれば既往の事例に由り六分と見積るを至當とす斯くして其利益金を算出すれば百三十六萬六千二百圓餘にして之に横濱正金銀行外國手形割引平均高七百萬圓より生ずる利益十四萬圓を加ふれば百五十萬六千二百圓餘となる是れ即ち兌換券發行特權に依り得る所の利益なりとす而して此利益を得るが爲め直接に損失する所の金額は尙ほ此の內より控除せざるべからず其金額左の如し

一金二十萬圓　國庫金取扱損失
此は國庫金取扱料として二十九年度中政府より受る金額は凡そ四十萬圓にして實際支拂高は凡そ六十萬圓なれば差引日本銀行の損失に歸する所なり
一金二十萬圓　兌換券取扱費
此は兌換券發行以來現時に至るまでの兌換券製造費及び事務取扱者俸給旅費より遞送料等の平均年額なり
一金百七萬七千八十八圓　二十九年二月末日所有公債證書二千六百九十二萬七千二百八圓に對する利益金の差損
此は兌換券發行の特權なきものとすれば日本銀行の資本金及び各種積立金は市場の金利歩合と同じく凡そ年九分(平時の利率)に運轉し得べきに其の特權を受くるが爲め之を保證準備に供すべき公債證書に易へ之に對しては僅に五分の利息を收むるに過ぎざれば其の差凡そ四分を損するものとし之を公債所有高二千六百九十二萬七千二百八圓に乘じ百七萬七千八十八圓となる
合計金百四十七萬七千八十八圓

右百四十七萬七千八十八圓を前顯兌換券運用の利益金百五十萬六千二百圓餘より減じたる高は即兌換券發行特權より生ずる純益にして其の計算實に左の如し

一金百五十萬六千二百圓　兌換券運用上の利益
　内
金百四十七萬七千八十八圓　特權に酬ゆる直接の損失
差引
金二萬九千百十二圓　兌換券發行特權より生ずる純益金

日本銀行は兌換券發行の特權に依り得る所の純益は實に二萬九千百十二圓餘なり而して之に酬ゆるが爲め政府及び社會に對して負擔する所の任務果して如何左に項を分ちて之を列記せん

一金庫事務取扱を負擔す
全國國庫金一切の收支を擔任するが爲めには本店に國庫局大阪、西部、北海道の三支店に國庫所を置き京都、大津、札幌、根室に出張所或は派出所を設け更に全國四十六の代理店と締約して本金庫事務を委託し尙ほ四百四十二の支金庫を統轄して一切損失の責任を負ふ
一公債事務取扱を負擔す
公債元利金の受拂より募集償還の取扱等公債に關する一切の事務を負擔し其事務を處辨するが爲め本店に營業局第二課各支店に公債係を置き尙ほ全國四十六の代理店と締約して其事務を委托し之に對しては一切損失の責任を負ふ
一紙幣交換事務取扱を負擔す
政府紙幣兌換銀行紙幣并に損傷紙幣の交換事務を負擔し亦全國四十六の代理店と締約して一切の責任を負ふ
一銀行紙幣消却の取扱に任ず
銀行紙幣消却の爲各國立銀行と締約し無手數料にて一切の取扱を負擔す
一大藏省供託有價證券の保管及出納の取扱に任ず
該事務は國と大藏省預金局に屬せしを去る二十六年以來日本銀行に引繼ぎ之が保管出納の取扱を負擔し且つ損失の責任を負ふ
一大藏省預金運用の取扱に任ず
大藏省預金の受拂及び公債の賣買等無手數料にて一切の運用を負擔す
一國庫金配布事務の取扱に任ず
該事務は從來大藏大臣の命令に出でしが收入の國庫金を各地方に配布するは各地市場金融の景況に關係を有するものなるを以て二十七年以來日本銀行にて之を取扱ふこととなれり
一日本銀行金利は常に市場の金融を助く
日本銀行は中央銀行として各銀行の融通を助くるが爲め東京市中の各銀行に比し常に利率を低歩に定め各銀行をして日本銀行の資金を運用して以て金融の疏通を計らしむ
一日本銀行の金利を變更するには大藏大臣の認可を受く
金利の高低を定むることは自行の損益にのみ由るや否やは論なく割引上非常に利害の分るゝ所とす然れども日本銀行は其變更の際一に大藏大臣の認可を經ざるべからず
一貨幣擔保證書の割引を爲す
貨幣擔保の取扱を爲すの外若し輸入依賴人に於て期限前に其擔保を望むものあるときは僅に四分の歩合を以て其證書を割引す
一右の外自行の利益を抛ち國家の爲めに盡さゞるべからざるもの多々あり
日本銀行は國家經濟の機關に當り全國金融の疏通を謀ることを務むれば其資金を投ずるに單に利益の多少のみを見るべからざること屢々之あり

以上掲ぐる所の兌換券發行特權より得る利益と之に對して負擔する任務とは孰れも實際上に就き調査する所にして敢て疑ふべきにあらず即ち日本銀行は特權上より生ずる二萬九千百十二圓餘の利益を受くるが爲め之に對して前記數項の任務を負擔するものにして其輕重は蓋し之を判ずるに難からざらん

又日本銀行の利益配當多きを以て課税の理由に數ふるの人あるが如し事實の如何を確めずして單に株金に對して從來一割五分の配當を爲せしと聞けば或は其配當多きに過ぐるの感なきにあらざるべしと雖も株主の手前に於ては實際若かく厚利に當るにあらざるなり蓋し日本銀行が其配當を一割五分と定めたるは明治二十三年以來の事にして最初一割より漸次增加して此に至りしものなれば創立以來の平均は一割二分七厘に過ぎず而して又株券に對する拂込如何と云ふに初度の拂込は券面相當なりしも二十年增株拂込の時に至ては新株券面百圓に付百七十五圓を拂込みしを以て新舊株券を合せたる平均一株の拂込金額は百三十七圓五十錢に當れり故に實際株主の拂込金額に相當する利益割合は昨年上半季迄の歩合即ち一割五分にても僅に一割九厘に過ぎず而るに昨年八月增株の節右券面外拂込高引戾の趣意を以て金銀較差勘定の剩益五百萬圓を其拂込に充てたるを以て株主實際の拂込高は少しく券面以内に引込みたりと雖も該半季の配當歩合は一割參分に減じたるを以て株主實際の拂込高に對しては尙は一割三分七厘餘に過ぎず若し又之を現在の資本金積立金合計三千百九十二萬五千圓に對すれば僅に九分三厘餘に過ぎず斯の如くして尙は過分の厚利と謂ふべきか試に京濱中屈指の銀行に就き其利益割合を擧げて之を比較すれば左の如し

自明治二十年至明治廿八年 利益配當歩合平均表

銀行	資本金并積立金に對する利益割合	資本金に對する配當金の割合	資本金并積立金に對する配當金割合
日本銀行	三七七	四一一	八六六
第一國立銀行	三六三	四四四	八三九
第二國立銀行	五四一	六七八	一〇〇三
第三國立銀行	六〇四	〇二二	九六二
第十五國立銀行	五三四	一九四	九四二
第七十四國立銀行	三六三	〇八八	八五九
第百國立銀行	六〇二	四二二	八一七
第百十九國立銀行	三二六	五七一	四九四
横濱正金銀行	三五二	一五八二	八七一

以上の數字に據れば日本銀行が兌換券運用上に得る所は百五十萬六千二百圓にして此內より特權に酬ゆる直接の損失百四十七萬七千八十八圓を引けば僅に二萬九千百十二圓の純益を擧すのみ銀行は之が爲めに種々煩はしき義務を負擔し金庫事務取扱、公債事務取扱等隨分手數を要するのみ少なからざる尙は其上に貸付金の利率を上下するに大藏大臣の認可を受るが如きは商賣上に束縛を被るのみ最も甚だしきものと云ふ可し斯くまでに利益もなくして煩雜至極窮屈至極なる有樣に在る其銀行に税を課せんとするは畢竟無理なる所望に似たれども抑も銀行の節にて樣々陳ぶる所は所謂一種の陳情にして商賣上の立言に非ず苟も商賣とあれば賣るものは成る可く高價を唱へ買ふものは成る可く低價を命じ賣者買者おの〳〵自家の利害に訴へ遂に雙方の合意に由て價の異を定むるのみ是れ經濟の本色なれ現在自分に損亡しながら之を我慢して漫に他に利する所を望むが如き曖昧は許す可らざるなり故に日本銀行が果して國庫金取扱の爲めに毎年六十萬圓を失ひ兌換券取扱の爲めに二十萬圓を費すならば公然その全額を政府に請求して可なり冥々の間に四十萬圓を損して默するは商賣人の事に非ず又彼の金庫事務、公債事務、紙幣交換事務以下數種の負擔も無手數料とは何事ぞ、其等の事務の命ずる所に從ひ思ふまゝに申出して政府の諾否を試む可し或は政府は國中にて信用厚き大銀行を擇び入札競爭せしむるのみとも可し斯くて日本銀行の請求相當なりとして之に托するのとも斷る爲れば今度は政府の方より兌換券發行の特權を許すに付き思ふさまに發行税の割合を定めて之を課せんとも是亦入札競賣の法に從ふのみとも可し是に於てか日本銀行は樣々に計算を運らし何々の手數料に何程を利し兌換券の運用に何程の所得と先づ其入を計て發行税の出を算し又發行の爲めに恰も庫中に閑却せしむる保證準備より生ずる損失をも合計し出入差引して何ほ利益なりと認れば甘んじて課税に服す可し若しも然らずして大に利する所もなき其上に常に政府の爲めに干渉せられて間接に不利なりと悟らば先づ一應の減税談を試み樣々に押問答して雙方の合意成らざるか少しも會釋に及ばず政府は政府の意見あり銀行は銀行の覺悟あるのとなれば爰に雙方の關係を絶ち日本銀行は獨立獨歩現在の資本金積立金合計三千二百萬圓を以て私立す可きのみ今の日本の經濟社會に三千二百萬圓の大資本を以て自由自在に運動して眞實の商人と爲り陰陽表裏唯私利の在る處に働きたらんには天下の諸銀行金融者は大抵皆その眷屬下に屬して意の如くならざるものなく以て世間の金利を上下す可し有價證券の價を變動せしむ可し而して其金利の一上一下證券の價の一變一動は都て大銀行の利益にして恰も獨裁の君主が下民に臨むが如く恩威並び行はれて君主獨り自から利するのみ大なるは我輩の竊に保證する所なり

右の如く日本銀行の私立するは最後極端の立言にして我輩必ずしも今日唯今之れを實行せよと勸告するには非ざれども何分にも從前の慣行を見れば政府との關係親密に過ぎ政府が寬大にして謂れもなく恩を施せば銀行は律儀にして人の知らざる所に苦勞するが如き都て商賣の主義に外れたるものにして十數年前までは或は時宜に適したる一法ならんなれども憲法政治の今日商賣社會は赤の他人の附合なり政府と銀行との關係も正しく赤の他人なるに尙は其親類附合を持續せんとして却て世間の疑を招き遂に不思議なる課税論の生ずるを見るも是非なき次第、我輩は之を評して曖昧なる關係に曖昧なる課税を放言し去るのみ左れば日本銀行は從前の面目を改めて政府に接するに商賣の主義を以てし利益のあらん限りを爭ふて內心深き處には獨立を覺悟し政府もおのれに對して果して課税などの意あらばあらん限りに重税を案ずると同時に彼れがいよ〳〵獨立もしたらんには其後を承るに云々の法を以てせんと先きの先きまでを計算し其計算の數を以て課税の根據に定め斷じて大に爭ふ可し是れぞ即ち商賣の眞面目なり推察するに何某は所得多きが如し是式の負擔は宜しからんなど云ふは町內の若者が祭禮の入費を富家に課するの法なり憲法政治の經濟には聊か不似合なりとして我輩の取らざる所なり

雜報

○戰爭前後の教育界　或人の調査したる所に依れば目今教育界は甚だ好景氣にして職員其方を得ば今後の發達甚だ非常なる者あらんと云ふ其概略を記さんに日清戰爭前の教育界　戰爭以前に於ても政府が多年普通教育に力を盡したる結果として就學生徒は增加したれども父兄が其子弟を就學せしむるに眞實學問の必要なるのとを承知して如何なる儉約を爲しても子供には學問せしむるべからずとの意志より生じたるもの甚だ少なく町村役場の督員より督促を受けて止むを得ず就學せしむるものと近所の何某も學校へ行けば我家の子供も打棄て置くべからずとの考へにて學校へ遣るもの甚數、隨分澤山なり… 戰爭中の教育界　は… けて餘儀なく就學し… に日清戰爭の有樣を… 精解を爲すを聞き無… めたるのと少なから… 樣分りしと云ふ一事… 與へ子供をして亦進… れば明に學校は戰爭… 戰爭後の教育界　は… せしむるの必要は人… 學生　著しく增加せ… 家にては戰地より來… 淺瀬を渉る者の如く… 始めて枠の無事のみ… は左樣なる子供のな… ふには脇々へ顧ます… で時を經し杯の… は一般に發動し來り… 不便を感じたるもの… たるが如しと云ふ

○增田繁幸氏の… 氏は是れ迄病氣の爲… 貴族院は昨日左の弔… 貴族院は議員增田… を呈す

ふ…

…行 柳の… 折られても跡あ… 南に翅の… 鑿の音手斧の… 空家に貼… よい… 猿猴… さし… 時… 取た… 夕… 花の… 囀りの… 精進… 粉をひ… わか… 燕… 吹き… 人の… けふ… 古事…